

おおた高齢者施策推進プラン（素案）への大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）及び区民説明会の実施について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度の標記手続きは次のとおり実施する。

1 大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）

（1）実施期間

令和2年12月22日（火）から令和3年1月12日（火）まで

（2）対象

区内に在住・在勤・在学の方、その他計画に利害関係を有する方

（3）閲覧方法及び場所

大田区ホームページ

高齢福祉課、介護保険課、地域福祉課、老人いこいの家（山王高齢者センター含む）、特別出張所、区立図書館、大田文化の森情報館、区政情報コーナー、地域包括支援センター、シニアステーション

（4）閲覧に供する資料（別添のとおり）

ア おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画～素案概要版

イ おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画～素案

（5）意見の提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリのいずれかの方法による。

（持参は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から推奨しないが、提出があれば受付）なお、電話による意見の受付はしない。

（6）意見の提出先

高齢福祉課高齢者支援担当、介護保険課計画担当

2 区民説明会

（1）実施方法及び実施期間

大田区公式 YouTube による配信とする。（配信の概要は別紙のとおり）

大田区ホームページと YouTube の該当ページと相互リンクさせる

配信期間：令和2年12月22日（火）から令和3年1月12日（火）まで

（2）資料

パブリックコメントの閲覧に供する資料と同じものを大田区ホームページに掲載する

（3）スケジュール（撮影イメージは別紙のとおり）

ア 撮影：11月下旬～（あいさつ・本編・手話通訳（画面右下に枠つきで表示））

イ 動画編集：11月下旬～12月上旬

ウ 広報にデータの提出：12月中旬（公開日の1～2営業日前には送付）

エ 撮影・編集機材：機材は広報から借用、撮影場所は、会議室等

オ 質問等：パブリックコメントで受け付けることとする

3 区民への周知

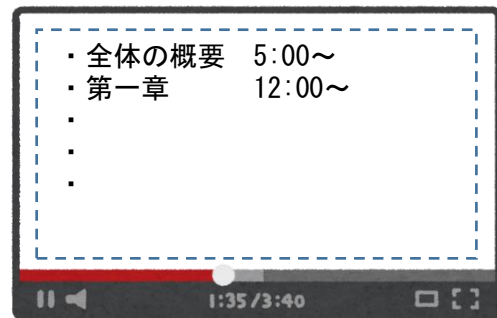
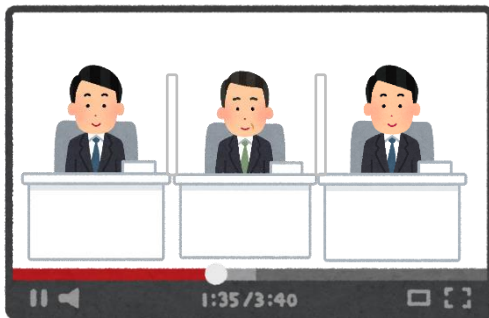
（1）区報令和2年12月21日号に掲載する。

（2）大田区ホームページに掲載する。

（3）高齢福祉課、介護保険課等でポスターの掲示及びチラシの配布を行う。

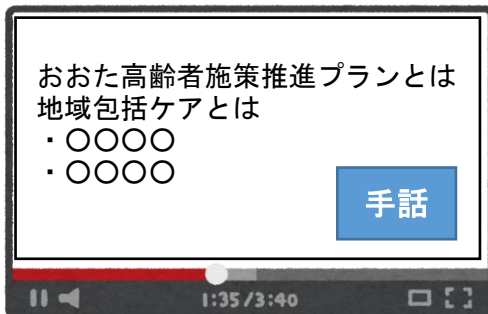
YouTube による区民説明会の画面・構成イメージ

1 冒頭あいさつ（部長、両課長）

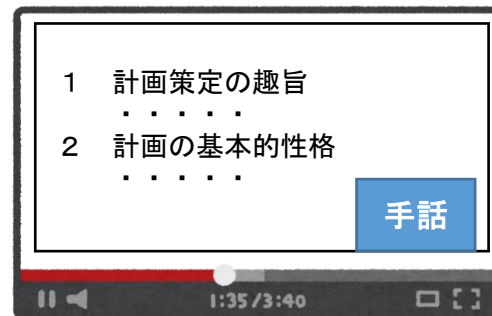
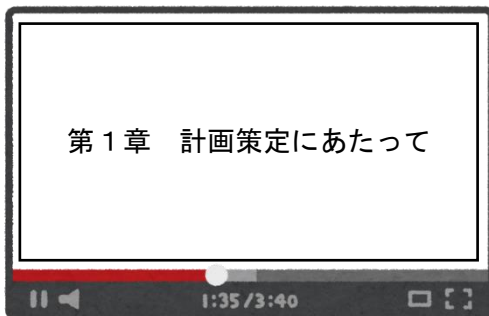


2 プランについての説明（全体の概要）

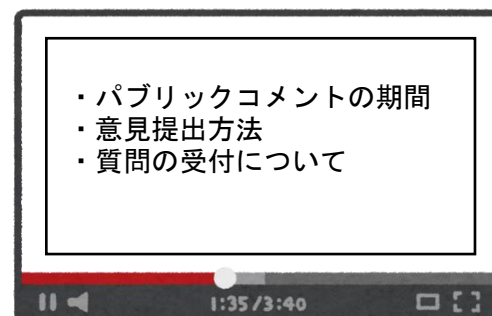
パワーポイントのスライド画面＋説明者の音声で構成する。



3 プランについての説明（章ごと）



4 終わりに（部長、両課長）



※全体で25～30分程度とする。

※画面右下に手話通訳（説明者音声）を挿入する予定